

## 審査基準整理票

処 分 名	指定工場等の設置の許可		
根 拠 法 令 名	大津市生活環境の保全と増進に関する条例		(条項) 第30条第1項
基 準 法 令 名	大津市生活環境の保全と増進に関する条例		(条項) 第30条第2項
所 管 部 署	環境部 環境政策課 公害規制係		
標 準 処 理 期 間	30日	法定処理期間	
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 大津市生活環境の保全と増進に関する条例第30条第2項各号に掲げる規制基準に違反しないことを基準とする。		
根拠条文等	<b>大津市生活環境の保全と増進に関する条例</b> (指定工場等の設置の許可) 第30条 指定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その記載を一部省略することができる。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 指定工場等の名称及び所在地 (3) 指定工場等の業種、使用する原材料及び主要な生産品目 (4) 指定工場等の敷地内における建築物等の配置及び構造 (5) 施設の使用及び管理の方法 (6) 公害の防止の方法 (7) その他規則で定める事項 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る指定工場等が次に掲げる規制基準に違反しないときでなければ許可してはならない。 (1) 水質汚濁防止法第3条並びに大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条及び第4条の規定により定められた排水基準及び排出基準並びに滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57条)第9条の規定により定められた規制の基準のうち、有害物質に係る規制基準 (2) 第29条第1号に規定する排水基準のうち、有害物質に係る排水基準 (3) 第29条第2号に規定する規制基準のうち、ばい煙に係る規制基準 3 市長は、第1項の許可について、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。		